

In transition

The latest on IFRS 9: Impairment implementation



No. INT2015-02
16 September, 2015

移行リソースグループがIFRS第9号の減損に関する適用上の論点を議論

要点

2015年9月16日に開催された会議において、金融商品の減損に関するIFRS移行リソースグループ(ITG)は、国際財務報告基準(IFRS)第9号の新たな減損の基準に関連する適用上の論点を引き続き議論しました。議論された論点は、信用リスクの著しい増大、今後12か月にわたる債務不履行発生リスクの変動を全期間の債務不履行発生リスクの変動の近似として使用、リボルビング信用枠における予想信用損失の測定、および、将来予測的な情報に関するものでした。

IFRS移行リソースグループの背景

.1 ITGは、2014年7月のIFRS第9号「金融商品」(完全版)の公表を受けて、新たな減損に関する要求事項から生じる適用上の論点について、利害関係者を支援する討議の場として、国際会計基準審議会(IASB)によって創設されました。金融商品の減損に関する新しい予想信用損失モデルは、現行の実務を抜本的に変更するものであり、そのため、適用上の観点およびシステム上の観点から、特に金融サービスセクターに、重要な影響を与えることになります。

.2 全体として、ITGの目的は、「新しい減損の要求事項を適用する際に生じる利害関係者の論点について、意見を募り、分析および討議すること」、「適用上の論点をIASBに提供し、こうした論点に対処するために必要となる対応があればIASBがそうした対応を決定するのを助ける」、ならびに「利害関係者が他社の適用事例から新しい減損の要求事項について学ぶための公開討議の場を提供すること」です。会議の間にITGメンバーは、論点について彼らの見解を共有する予定です。しかし、ITGがガイダンスを公表することはありません。それぞれの論点についてどのような対応を(必要に応じて)取るべきかを決定するのはIASBとなります。

.3 ITG会議で議論された論点に関する追加的な背景情報は、IASBウェブサイト¹でご覧いただけます。

¹ <http://www.ifrs.org/About-us/IASB/Advisory-bodies/ITG-Impairment-Financial-Instrument/Pages/Home.aspx>

IFRS移行リソースグループの議論のハイライト

議論された論点の概要

.4 会議では4項目のアジェンダが議論されました。これらの論点の一部はガイダンスの明確化となり、一部はIASBで議論される可能性があります。第2回会議で議論された論点の概要を、以下の表にまとめます。

日付	ITG アジェンダ 参照番号	議論されたトピック	予想される次のステップ
2015年 9月16日	1	信用リスクの著しい増大	さらなる措置は見込まれない
	2	今後12か月にわたる債務不履行発生リスクの変動を全期間の債務不履行発生リスクの変動の近似として使用	さらなる措置は見込まれない
	3	リボルビング信用枠における予想信用損失の測定	スタッフは、例外の範囲についてIASBで議論することに合意
	4	将来予測的な情報	さらなる措置は見込まれない

.5 さらに、バーゼル会計専門家部会の代表が、バーゼル銀行監督委員会が今年度末までに公表予定のガイダンス策定の進捗状況について報告しました。

IASBで議論される可能性のある領域

リボルビング信用枠における予想信用損失の測定

.6 本アジェンダ・ペーパー(以下、「本ペーパー」)は、企業がこれまでに契約上の当座借越枠やその他のリボルビング信用枠を超過することを顧客に認めた経験を有している場合、未行使信用枠の将来の引出額をどのように見積もるべきかについて見解を示すようITGに求めました。コメント提出者は、予想信用損失の測定目的のために債務不履行時のエクスポージャーを見積もる際、契約上合意した信用枠を超過するエクスポージャーを用いる必要があるかについて質問しました。

.7 企業は、より具体的な例外を適用しない限り、金融商品の契約条件にないキャッシュ・フローを考慮することは認められません。国際財務報告基準(IFRS)第9号第5.5.20項の例外は、企業が信用リスクに晒されている期間のみに関連するものであり、金額には対処していません。特定の例外を契約上の信用枠に類推適用するのは適切ではないでしょう。

.8 PwCの見解:ITGは、IFRS第9号の契約条件の例外は契約期間に関するものであり、契約上の信用枠に拡大できないことを再確認しました。この例外を契約上の信用枠に拡大して適用するには、本基準を修正する必要があります。

.9 PwCの見解:多くのITGメンバーが、金融商品の行動予測上の存続期間を検討する場合、期間と金額は密接に関連していると指摘しました。さらに、ITGメンバーは、本基準の要求事項が信用リスク管理の実務と会計処理の間に相違をもたらすと指摘しました。また、例えばリボルビング信用契約に与信枠が設定されていない場合、何が「契約上の信用枠」なのかは常に明確なわけではありません。IASBスタッフは、このような論点についてIASBで議論することに合意しました。

議論されたその他のトピックス

信用リスクの著しい増大

.10 本ペーパーは、次の 2 つの特定のシナリオについて、信用リスクの著しい増大が発生しているかどうかを企業はどのように判定すべきかについて、見解を示すよう ITG に求めました。

- (a) 第一の論点:例えばそのほとんどが小口ローンである広い範囲の信用度の顧客に対して同一価格および同一契約条件を適用している場合、企業は、ローン・ポートフォリオに信用リスクの著しい増大が発生しているかをどのように判定するか。
- (b) 第二の論点:企業は、当初認識以降の信用リスクの著しい増大を評価する代用数値として、信用リスクの行動指標を使用できるか。

.11 上記(a)に関連して、本ペーパーは、1(最も低い信用リスク)から 10(最も高い信用リスク)までの内部の信用リスク格付けを用いる銀行の例を解説しています。この銀行は、全ての適格顧客に同一の契約条件(価格設定を含む)の金融商品 A を発行しています。金融商品の発行時に信用格付けが 5 より低い顧客のみが適格顧客に該当します。

.12 IFRS 第 9 号の減損モデルは、企業が債務不履行発生のリスクの可能性が高いとみなしている信用リスクの絶対的な程度を特定することではなく、当初認識以降に信用リスクが増大したかの相対的な評価を基礎にしています。一部の場合において、企業は、特定の金融商品ポートフォリオに受け入れる当初の信用リスクの最大限度を決定し、その後、信用リスクの著しい増大を評価するために、報告日のポートフォリオにおける金融商品の信用リスクを当初の信用リスクの最大値と比較できる可能性があります。

.13 信用リスク分析は複数の要素を総合的に検討する分析であり、評価対象の金融商品に合わせて行う必要があります。スタッフは、価格設定と信用リスクに関連性があることを認めています。適切な範囲の決定には、実際のおよび予想される業績/行動ならびに将来条件の予測など、その他の要素も考慮しなければならぬと指摘しています。さらにスタッフは、企業が全ての合理的かつ裏付け可能な情報を考慮に入れることによって内部信用リスク格付けを導いている場合には、信用リスクの重大な増大を識別する手段として内部信用リスク格付けにおける変動を用いることが適切かもしれないと指摘しています。

.14 行動指標に基づく信用リスクの著しい増大の評価に関して、スタッフは、その評価は相対的な性質であると考えています。さらにスタッフは、企業が信用リスクの具体的な行動指標を特定して、それらが信用リスクの著しい増大の評価にとって適切な代用数値であると実証できれば、評価を行う上で、そのような指標を用いることが適切な場合があると指摘しています。ただし、コメント提出者によって示された行動指標は、全く将来予測的ではなく、その結果、信用リスクの著しい増大を適時に示す指標にならない可能性があります。また、コメント提出者は、金融商品が報告日時点で低い信用リスクであったことを明らかにするために、行動指標を用いることは可能であると考えています。スタッフは、コメント提出者によって指摘されている、行動指標、特に延滞情報に依存する指標が国際的に認められる低い信用リスクの定義とみなされるかどうかを疑問視しています。

.15 PwC の見解:企業が IFRS 第 9 号の設例 6「当初の信用リスクの上限との比較」で説明されているアプローチの使用を希望する場合、ポートフォリオ内のローンは当初認識時に類似したリスクを有しており、当グループの内部信用格付けの変動が信用リスクの著しい変動をもたらさないことを保証しておく必要があります。ITG は、10 の等級のうち 1 から 5 に分類されるローンがこの要求事項を満たすのか疑問視しています。

.16 PwC の見解:ITG は、行動指標を用いる場合、企業はそれが信用リスクの重大な増大の代用数値であることを実証しなければならないと指摘しました。

IFRS 第 9 号は将来予測的な情報の使用を要求していますが、行動指標は通常、過去情報に基づいています。企業は、代用数値には、将来予測的な情報を含むすべての合理的かつ裏付け可能な情報が含まれていることを保証しなければなりません。

今後 12 か月にわたる債務不履行発生のリスクの変動を全期間の債務不履行発生のリスクの変動の近似として使用

.17 本ペーパーは、12 か月にわたる債務不履行発生のリスクの変動を全期間の債務不履行発生のリスクの変動の近似として使用することが依然として裏付けられる状況にあるか否かを判定するために、企業は、年次レビューを実施することを要求されているのか、要求されているとすればどの程度までレビューを行うのかについて見解を示すよう ITG に求めました。

.18 IFRS 第 9 号は、信用リスクの著しい増大を評価する際に使用すべき特定の技法または手法を規定していません。企業は、当初に、12 か月の評価が適切であることを慎重に結論付ける必要があります。そして状況により後になって当初の結論に疑問が生じれば、企業は、それに応じて評価を再検討する必要があります。

.19 PwC の見解: 企業は、特定の金融商品について、今後 12 か月にわたる債務不履行発生のリスクの変動を全期間の債務不履行発生のリスクの変動の近似として使用できると結論付ける前に、適切な分析を行う必要がある、と ITG は指摘しました。各報告日に、企業は、全期間の評価が必要であることを示す状況の変化が生じていないかどうかを検討する必要があります。

将来予測的な情報

.20 本ペーパーは、以下に関して ITG に見解を示すよう求めました。

- (a) 将来予測的な情報は、減損のレビューに別々に(例えば、ポートフォリオごと、および/または、企業ごとに)織り込むべきか(マクロ経済情報)。
- (b) 予想信用損失の測定に含めるべき発生問題や不確実な将来事象に関する「合理的かつ裏付け可能な」将来予測的な情報かをどのように決定すべきか

.21 本ペーパーは、ある金融商品の評価にとって関連性のある将来予測的な情報が、他の金融商品の評価にとって関連性があるとは限らないことに留意しています。ITG は、将来予測的な情報が異なる金融商品に適用される場合には将来予測的な情報を区別する必要があります。さらにはどの情報が評価対象の特定の金融商品に関連しているか、またその情報をどの程度重視するか決定する必要があるということで見解が一致しました。

.22 すべての合理的かつ裏付け可能な情報が、信用リスクの著しい増大の評価および予想信用損失の測定の中で考慮されます。合理的かつ裏付け可能な情報には、発生可能性の低い事象を含む将来事象に関する情報が含まれる可能性があります。信用損失が発生する確率の低さは、ある事象に関する情報を分析から除外すべきであると結論付ける理由になりません。しかし、IFRS 第 9 号は、企業は、必ずしもすべての考え得るシナリオを特定する必要はないことも明確にしています。

.23 本基準は、予想信用損失の決定は見積りであり、判断が必要になることを特に強調しています。判断の程度は詳細な情報の入手可能性に応じて異なります。判断には、以下のバランスを保つ必要があります。

- (a) 関連性のある将来予測的な情報を不適切に排除する
- (b) 根拠がほとんどまたは全くない推論的な情報を含め、将来の可能性に関するすべての見解を考慮する。

.24 PwC の見解: ITG は、情報に関連性があるかどうか、したがってその情報を考慮に入れるべきかどうかを決定するために、企業は入手可能な全ての情報を検討する必要があると指摘しました。経営者が信用リスクの評価に影響すると考える事象は、たとえその事象の発生確率が低い場合であっても考慮に入れる必要があります。ただし、企業が、信用リスクの評価に影響するかどうかという文脈の中で、ある事象の結果をほとんどまたは全く根拠のない推測だと考えている場合には、予想信用損失の評価においてそのような情報を考慮する必要はありません。

.25 PwC の見解: 企業は、どの情報を考慮すべきでどの情報を考慮すべきでないかの検討過程において、適切なガバナンスおよびコントロールが必要になります。これには、意思決定の根拠の文書化や財務諸表における適切な開示が含まれます。

予想信用損失に関するバーゼル銀行監督委員会のガイダンス

.26 バーゼル銀行監督委員会(BCBS)は、予想信用損失に関するガイダンスを策定中です。このガイダンスは、IRB アプローチ(Internal Ratings-Based Approach:「内部格付ベース・アプローチ」)を用いて国際的に事業を行っている銀行を対象としています。各国・地域は、標準化されたアプローチを用いて中小銀行を対象としたガイダンスを開発することが見込まれます。

.27 このガイダンスは、重要性、個別のおよび集会的な引当金、信用リスクの重大な増大、専門的判断の使用、測定の不確実性、ならびに将来予測的情報を考察する予定です。このガイダンスは、実務上の便法の使用を制限することになります。またこのガイダンスは、新たな開示要求を導入しません。

.28 BCBS は、レビューのために改訂後のガイダンスを IASB と米国財務会計基準審議会(FASB)に送付した後、2015 年度末までにガイダンスを最終化する予定です。

次のステップ

.29 会議で提起された論点の大部分については、概ね合意がなされました。ITG は、公開目的のために会議の報告書を作成し、論点および関連する活動の要点の記録を保持する予定です。

.30 次回の ITG 会議は、2015 年 12 月に開催予定です。IASB は、ITG 会議を「安定的な討議の場(プラットフォーム)」と位置付け、企業が適用計画を進めることができるようにしたいと考えており、次回以降の会議の開催予定はありません。しかしながら、ITG は、必要であれば 2016 年度も意見を募り、関連する論点を討議する用意があります。

PwC は、IFRS 第 9 号の減損に関連する以下の資料を作成しています。

- [In depth INT2014-06](#) 「IFRS 第 9 号: 予想信用損失」
- [In depth INT2015-02](#) 「IFRS 第 9 号: 銀行業の予想信用損失に関する開示」
- [In depth INT2015-13](#) 「IFRS 第 9 号: 金融資産の減損-Q&A」
- [In transition INT2015-01](#) 「移行リソースグループが IFRS 第 9 号の減損に関する適用上の論点を議論」

上記の資料の入手を希望される、あるいは本資料に関してご質問がある PwC のクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。

© 2015 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

In transition 6

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。